

上越市地域活動支援事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 地域活動支援事業の募集等（第5条—第8条）

第3章 補助金の交付（第9条—第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、身近な地域における課題の解決を図り、及びそれぞれの地域の活力を向上するため、市民の発意により実施する上越市地域活動支援事業（以下「地域活動支援事業」という。）の実施及び地域活動支援事業を実施する団体等に対し予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 5人以上の構成員で組織され、市の区域内で活動する法人及び団体（政治活動、宗教活動又は営利を目的とする法人又は団体を除く。）をいう。
- (2) 提案者 地域活動支援事業に係る提案を行う団体等をいう。
- (3) 地域活動支援事業費補助金 この要綱に基づき交付する補助金をいう。

（対象事業）

第3条 地域活動支援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、公益性を有する事業のうち市の歳出予算を通じて実施する事業で、かつ、第1条の趣旨に即したものである。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められる事業
- (3) 市が市の全域において実施する金銭又は物品の給付又は貸付けその他のサービスの提供に係る事業
- (4) 市の管理している施設の整備又は修繕に係る事業
- (5) 国若しくは県の補助金又は市の地域活動支援事業費補助金以外の補助金の交付を受け

ることを予定する事業

(6) 市が実施すべきと認められる施設の建設及び開発に関する事業の計画の策定等当該事業の実施の推進を目的とする事業

(地域活動支援事業の実施方法)

第4条 地域活動支援事業は、対象事業に対し市が地域活動支援事業費補助金を交付する事業として実施する。

第2章 地域活動支援事業の募集等

(配分額の提示)

第5条 市長は、地域活動支援事業として採択する事業（以下「採択事業」という。）の募集に当たり、あらかじめそれぞれの地域自治区における地域活動支援事業の配分額を提示するものとする。

(採択の方針等の決定)

第6条 市長は、それぞれの地域自治区の意見を踏まえ、当該地域自治区における採択事業の採択の方針、条件等（以下「採択の方針等」という。）を決定するものとする。

2 市長は、採択の方針等を決定したときは、速やかに公表するものとする。

(採択事業の提案等)

第7条 提案者は、採択事業を提案しようとするときは、市長が別に定める期間内に、市長に対し上越市地域活動支援事業提案書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 提案者は、前項の提案書を市長に提出した日以後に提案者が提案する採択事業に着手することができる。ただし、着手した事業が次条第1項の規定による内定を得なかったとき、又は第12条第4項の規定により交付決定された補助金の額が申請額を下回り、若しくは同項の規定により申請を却下されたときは、提案者は、当該採択事業の実施に当たり不足する費用を負担しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により採択事業の提案を受けたときは、当該提案の概要を公表するものとする。

(採択事業の内定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定により採択事業の提案を受けたときは、それぞれの地域自治区の意見を踏まえ、採択事業を内定するものとする。

2 市長は、前項の規定により採択事業を内定したときは、上越市地域活動支援事業の提案に関する結果通知書（第2号様式）により、速やかに内定の内容を提案者に通知するとともに、採択事業の概要を公表するものとする。

第3章 補助金の交付

(補助事業者)

第9条 地域活動支援事業費補助金の交付を受けることができる団体等（以下「補助事業者」という。）は、提案者のうち前条第1項の規定により採択の内定を得た事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する団体等とする。

(補助対象経費)

第10条 地域活動支援事業費補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、地域活動支援事業費補助金の交付の対象としない。

- (1) 採択事業の提案及び説明、地域活動支援事業費補助金の交付の申請、補助対象事業の実績の報告並びに地域活動支援事業費補助金の請求に要する経費
- (2) 補助事業者の運営に要する人件費、事務所経費その他の経費
- (3) 補助事業者の構成員及び補助対象事業の実施に要する交渉その他会議の出席者の飲食に係る経費（補助対象事業の参加者に供するお茶、ジュース及び菓子に係る経費を除く。）
- (4) 金券及び商品券の発行に係る経費
- (5) その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

(補助金の額の上限)

第11条 地域活動支援事業費補助金の額は、補助対象経費の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第12条 規則第2条の規定による地域活動支援事業費補助金の交付申請は、地域活動支援事業に係る予算の議決後、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

2 規則第2条第1号の収支予算書及び同条第2号の事業計画書は、上越市地域活動支援事業提案書（第1号様式）の写しとする。

3 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 規約、会則又は定款の写し
- (2) 補助対象事業に係る資金計画書
- (3) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (4) 位置図その他の工事図面（補助対象事業に工事が含まれる場合に限る。）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前3項の規定による申請書等の提出があったときは、これを審査し、地域活動

支援事業費補助金の交付の可否を決定したときは、上越市地域活動支援事業費補助金交付決定

通知書（第3号様式）により通知するものとする。
却下

（補助金の交付条件）

第13条 規則第4条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行うこと。
- (2) 地域活動支援事業費補助金に係る経理を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保管すること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれるとき、又は補助対象事業の実施が困難となったことが見込まれるときは、直ちに市長に報告を行うこと。
- (4) 地域活動支援事業費補助金により取得し、又は効用の増加した施設、設備等は、補助対象事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図ること。
- (5) 地域活動支援事業費補助金により取得し、又は効用の増加した施設、設備等で処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間をいう。）の間にあるものについて、関係書類を整備保管すること。
- (6) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、地域活動支援事業費補助金の相当額の全部又は一部を市に納付させる場合があること。

（補助対象事業の変更承認等）

第14条 規則第6条第1項の規定による承認を受けようとするときは、補助事業者は、上越市地域活動支援事業費補助金事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、上越市地域活動支援事業費補助金事業変更承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助対象事業が予定した期間内に完了しないとき等の報告）

第15条 補助事業者は、第13条第3号の規定に該当するときは、上越市地域活動支援事業費補助金事業事故報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告等）

第16条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、市長が別に定める期間内に行わなけ

ればならない。

2 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象事業の実施内容及び成果を確認することができる書類
- (2) 補助対象事業に係る収支決算書及び収支決算書に記載された資金の移動が確認できる書類

3 規則第9条の規定による確定の通知は、上越市地域活動支援事業費補助金交付確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第17条 補助事業者は、規則第9条の規定による確定の後でなければ、地域活動支援事業費補助金を請求することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第87条の規定により概算払を行うものとする。

2 前項ただし書の場合における概算払の額は、交付決定を受けた額を上限とする。

第4章 雑則

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

（平成22年度における地域活動支援事業の特例）

2 平成22年度の地域活動支援事業に係るこの要綱の規定の適用については、第5条中「とする。この場合において、市長は、それぞれの地域自治区における前年度までの地域活動支援事業の未執行額を配分額に加算することができる」とあるのは「とする」とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地域活動支援事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市地域活動支援事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第3号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第3号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年3月10日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から実施する。